

特定外来生物等生活防除業務委託仕様書

1. 業務の目的

本業務は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び神奈川県鳥獣保護事業計画、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく神奈川県アライグマ防除実施計画及び逗子市クリハラリス防除実施計画に基づき、アライグマ、クリハラリス（タイワンリス）、ハクビシン（以下「特定外来生物等」という。）を捕獲することで、生活環境の悪化、人身への危害、農林水産物への被害等の生活被害の防除を行う。また、市民等からの要請により、保護の必要があり、保護が可能と認められた疾病や負傷した野生鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）等について、保護を行うことを目的とする。

2. 実施場所

市内全域

3. 業務の期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日のうち休日（土、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）及び12月29日から翌年の1月3日までを除く午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、市から指示（9回以内を予定）がある場合は、平日の時間外、休日についても業務を行う。

4. 業務実施者

特定外来生物等の駆除にあたる者は、市（以下「発注者」という。）と委託契約を行う者（以下「受注者」という。）とする。

5. 対象鳥獣等

特定外来生物等及び傷病鳥獣

6. 人員、車両、捕獲器具等

受注者は、業務を遂行するために必要な人員や車両、捕獲わな等の物品を確保しなければならない。

なお、受注者が確保した捕獲わなが捕獲のために設置中において破損・消滅等した場合には、発注者が補償するものとする。

7. 業務の内容

- (1) 捕獲わなの設置等業務

- ①受注者は、発注者からの捕獲わなの設置の指示に基づき、速やかに（原則として2時間以内）現場へ赴き、捕獲わなの設置等を行う。捕獲わなを設置する箇所については、受注者が地権者及び所有者と協議し、了承を得た上で設置すること。
- ②受注者は、捕獲わなを設置する際に以下の調査を行い、捕獲の可能性の高い箇所に捕獲わなを設置すること。
 - ・相談者から被害状況や特定外来生物等の目撃情報を十分に聞き取ること。
 - ・糞や足跡等により特定外来生物等の潜入経路を確認すること。
- ③受注者は、発注者からの捕獲わなの撤去の指示があった場合は、速やかに現場へ赴き、捕獲わなの撤去を行うこと。

(2) 捕獲動物の回収・搬送業務

- ①受注者は、市からの捕獲動物回収・搬送の指示に基づき、速やかに捕獲動物の回収を行い、処理施設に搬送すること。

なお、本市の一般廃棄物（ごみ）処理施設においては焼却処理は行えない。
- ②捕獲後の処置等については、苦痛を伴わない方法での処理とすること。
- ③特定外来生物等以外を錯誤捕獲した場合には、速やかに開放するものとする。

なお、その際に錯誤捕獲された鳥獣が傷病鳥獣であると判断された場合には、保護施設に搬送するものとする。

(3) 死体回収業務

受注者は、発注者から特定外来生物等の死体の回収・処理についての連絡を受けた時は、速やかに（原則として2時間以内）現場に出向き、回収を行う。ただし、他に管理者のいる施設における死体についてはこの限りではない。

(4) 献体提供業務

捕獲後、処置を行った特定外来生物等及び死体回収業務にて回収した特定外来生物等の死体は献体として研究機関への搬送を可能な限り行うこと。

(5) 検査業務

受注者は、捕獲されたアライグマについて、アライグマ回虫の検査のために毎月1頭程度の糞を採取し、神奈川県衛生研究所へ提出するものとする。

(6) その他

- ①捕獲された特定外来生物等について、アライグマ及びハクビシンについては性別、体重等を記録し、特定外来生物等駆除業務報告書で発注者へ報告するもの

とする。

- ②受注者は、捕獲作業に当たり、事故等の発生の内容に安全に十分留意し、危険が伴うと判断したときは、発注者と協議して適切な措置を講じること。
- ③受注者は、各業務において、公衆衛生の留意点について、獣医師や専門家等の指導を得て行うこと。

8. 事務手続等

- (1) 受注者は、発注者から事前に「従事者証」の交付を受け、業務を行う際には常に携帯すること。
- (2) 受注者は、委託期間が完了したとき、発注者に「従事者証」を返納すること。
- (3) 受注者は、月毎にその月に処理した頭数・件数を、特定外来生物等捕獲等業務報告書により、翌月 10 日までに発注者に報告すること。

9. 支払方法

業務に係る支払は、報告書の提出後、毎月支払うものとする。

10. 逗子市環境方針の遵守

受注者は、逗子市が定めた逗子市環境方針を遵守し、環境に負荷を与えないように業務を履行しなければならない。

11. 個人情報の取扱い

受注者は委託業務上知り得た秘密事項を他人に漏らしてはならない。受注者はこの契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に掲げる事項を遵守しなければならない。

12. その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者等で協議すること。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(参考) 令和6年度 有害鳥獣等有害鳥獣捕獲等業務委託 月別実績件数

月	アライグマ・ハクビシン専用わな、捕獲数					タイワンリス用わな				放野 (回数)	傷病搬送 (件数)	保護施設引 取 (件数)
	設置個数	新規個数	撤去個数	アライグマ 捕獲数	ハクビシン 捕獲数	設置個数	新規個数	撤去個数	捕獲数			
4月	63	3	2	2	1	89	4	2	45	2	1	0
5月	66	6	3	4	3	92	1	1	42	0	1	0
6月	64	1	3	3	2	92	5	2	24	1	0	0
7月	67	3	0	5	2	96	0	1	46	1	0	0
8月	66	1	1	0	0	94	0	0	28	1	0	0
9月	66	2	0	0	1	94	2	0	10	1	0	0
10月	66	3	1	0	0	96	3	1	16	0	0	0
11月	67	1	0	2	0	98	2	0	14	0	0	0
12月	68	2	1	2	0	100	0	1	23	1	0	0
1月	70	2	0	1	0	99	4	0	21	1	0	0
2月	71	4	3	1	0	102	3	1	49	0	0	0
3月	72	1	0	5	3	102	0	0	40	0	0	0
合計		29	14	25	12		24	9	358	8	2	0

3月は見込み

(参考) 令和7年度 有害鳥獣等有害鳥獣捕獲等業務委託 見込み捕獲数量

月	アライグマ・ハクビシン専用わな、捕獲数					タイワンリス用わな				放野 (回数)	傷病搬送 (件数)	保護施設引 取 (件数)
	設置個数	新規個数	撤去個数	アライグマ 捕獲数	ハクビシン 捕獲数	設置個数	新規個数	撤去個数	捕獲数			
年間	80	30	15	25	15	120	30	20	400	12	5	0

(参考) 令和5年度 有害鳥獣等有害鳥獣捕獲等業務委託 月別実績件数

月	アライグマ・ハクビシン専用わな、捕獲数					タイワンリス用わな				放野 (回数)	傷病搬送 (件数)	保護施設引 取 (件数)
	設置個数	新規個数	撤去個数	アライグマ 捕獲数	ハクビシン 捕獲数	設置個数	新規個数	撤去個数	捕獲数			
4月	31	1	1	3	7	57	0	0	30	1	0	0
5月	31	0	0	0	0	57	2	0	10	1	0	0
6月	31	1	1	2	1	59	2	0	19	0	0	0
7月	31	0	0	2	1	61	4	0	51	1	0	0
8月	31	1	1	2	1	65	2	0	21	0	0	0
9月	31	2	2	1	0	67	1	2	16	2	1	0
10月	31	1	0	1	1	66	0	1	19	1	0	0
11月	32	1	1	1	1	65	1	1	28	1	0	0
12月	32	0	2	4	0	65	6	1	43	1	2	0
1月	30	2	1	0	0	70	5	1	68	1	0	0
2月	31	2	1	6	2	74	14	2	65	0	0	0
3月	32	2	3	3	2	86	2	4	73	2	2	0
合計		13	13	25	16		39	12	443	11	5	0